

報 告 第 2 号

高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会（意見のまとめ）について

「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」からの意見のまとめについて、別添のとおりご報告します。

高知県における知的障害特別支援学校の在り方について
(意見のまとめ)

令和元年12月23日

高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会

目 次

はじめに	3
1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進について	
(1) インクルーシブ教育システムの構築について	4
(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育の推進について	5
2 高知県における知的障害特別支援学校を取り巻く現状と課題について	
(1) 児童生徒数の状況について	6
(2) 県中央部の知的障害特別支援学校3校の状況について	7
3 今後の知的障害特別支援学校の在り方について	
(1) 今後の児童生徒数の推計について	9
(2) 今後の対応について	10
おわりに	12
資 料	13

はじめに

平成18年の学校教育法の一部改正により、特別支援教育が新たな制度としてスタートして、もう12年が経ちました。

そして今、障害者等が積極的に参加・貢献していくことができる「共生社会」の実現に向けて、様々な法制度の整備と共に、教育の分野では、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ共に学ぶことを追求する、インクルーシブ教育システムの構築が一層求められています。

そうした中、高知県においては、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加傾向による学校の狭隘化の課題が問題となっており、各特別支援学校では増築や特別教室を普通教室に転用する等して対応を行っている現状があります。

私たちは、高知県教育委員会から依頼を受け、高知県における知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加傾向による学校の狭隘化等の課題に対し、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について検討することを目的として設置された「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、4回の協議を重ねてきました。

今回の検討委員会では、知的障害特別支援学校を取り巻く状況の変化等に対応するため、知的障害特別支援学校の狭隘化等の課題に対する対応策について検討を行いました。

検討の過程では、知的障害特別支援学校の現状を整理・確認するとともに、今後の児童生徒数の推計を基にした対応策について、インクルーシブ教育システム推進の理念に基づいた形で、様々な角度から幅広い意見が出されました。

検討委員会では、今回の検討の内容が県中央部の知的障害特別支援学校の狭隘化等の課題解決につながるものであり、さらに本県の特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システムの推進に寄与するものであることを確認し、「高知県における知的障害特別支援学校の在り方について(意見のまとめ)」として提言することとしました。ここに検討委員会として、その「意見のまとめ」を報告します。

1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進について

(1) インクルーシブ教育システムの構築について

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に同条約に署名し、平成26年にこれを批准しました。

「障害者の権利に関する条約」における「教育に係る内容」については、第24条で「障害者が他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ無償の初等教育の機会及び中等教育の機会が与えられていること。」とあり、同条約では、いわゆる「合理的配慮」や、教育に関しては「インクルーシブ教育システム」等の理念を提唱する内容となっています。

この第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

そして、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えられています。

このインクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが、必要になります。

※参考・引用：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要」中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月

(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育の推進について

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のため必要不可欠なものとされています。そのため以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要です。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要となります。

※参考・引用：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要」中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月

2 高知県における知的障害特別支援学校を取り巻く現状と課題について

(1) 児童生徒数の状況について

県内の知的障害特別支援学校は県立5、高知市立1、国立1、私立1の計8校があります。そのうち、県中央部を校区とする公立特別支援学校は県立日高特別支援学校、県立山田特別支援学校、高知市立高知特別支援学校、県立日高特別支援学校高知みかづき分校（高等部のみの学校で、一学年24人の定員）となります。

県内の知的障害特別支援学校の児童生徒数は、少子化傾向の中、平成6年度の317人から平成30年度の606人へ増加してきました。この間、日高特別支援学校、山田特別支援学校、高知特別支援学校の各校では、児童生徒数に応じて施設の増築や特別教室を普通教室に転用する等の対応をしています。

平成13年度頃からの県中央部における知的障害のある児童生徒数の増加に伴う教室不足、校舎の狭隘化等に対応するため、県教育委員会は平成21年1月「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会（第一次）」を設置し、平成22年1月に「高知県立特別支援学校再編計画（第一次）」を策定し、平成23年4月に山田養護学校田野分校、日高養護学校高知みかづき分校（当時の名称）を開校しました。

これにより、山田特別支援学校（本校）では平成22・23年度のピーク時の171人から、平成27年度には、22人減少し149人に、日高特別支援学校（本校）では平成21年のピーク時146人から、平成29・30年度には、100人程度まで減少してきました。このことから、分校の設置は、両校の狭隘化の解消に向けて、一定の効果があつたと考えられます。

しかしながら、全体的には少子化の傾向であり、また、インクルーシブ教育システムの推進という減少要因もある中で、山田特別支援学校においては、平成28年度から児童生徒数が再び増加に転じ、平成30年度には189人となり、児童生徒数増加による施設の狭隘化が問題となってきました。

各特別支援学校で児童生徒数が増えている要因としては、保護者や関係者等への特別支援教育の理解が進み、専門的な教育に対するニーズの高まりから小学部段階など早期からの入学者が増えていることに加えて、山田特別支援学校の児童生徒数について、人口の多い高知市からの児童生徒数が増えていることや、同様に香南市、香美市の人口が増加傾向にあり（総務省平成30年〔2018年〕、住民基本台帳人口移動報告）、この地域からの児童生徒数が増加していることが考えられると県教育委員会事務局は分析しています。

(2) 県中央部の知的障害特別支援学校3校の状況について

山田特別支援学校

【概要】

- 設置学部等：小学部、中学部、高等部（普通科）、寄宿舎
- 施設の現状：基本となる普通教室数は24教室であるが、これまでも児童生徒数に応じて、特別教室から普通教室に転用して対応していた。平成28年度から再び児童生徒数が増加傾向に転じたため、さらに特別教室4室を普通教室6室に転用した（計9教室）。転用した特別教室で行っていた学習は、会議室及び多目的ホール等を活用。学校の施設の状況から考えると、普通教室を24教室にすると、特別教室も確保できる。受け入れ人数の目安は144人程度。令和元年度は、33教室使用。これ以上の増築は困難。
- 児童生徒数等（分校も含む）令和元年5月1日現在

学校名	障害の種類	所在地	寄宿舎	在籍児童生徒数			
				小学部	中学部	高等部	合計
山田特別支援学校	知的障害	香美市	55	47	46	94	187
同 田野分校		田野町	—	9	7	16	32

日高特別支援学校

【概要】

- 設置学部等：小学部、中学部、高等部（普通科）、寄宿舎
- 施設の現状：ピーク時の児童生徒数（146人）からは減少傾向。平成29年度から小学部プレイルームを普通教室として転用。基本となる普通教室は21教室あるが、課題別学習等に使用する教室やカームダウンルームの確保等を考えると、普通教室として使えるのは19教室。受け入れ人数の目安は120人程度。令和元年は20教室使用。
- 児童生徒数等（分校も含む）令和元年5月1日現在

学校名	障害の種類	所在地	寄宿舎	在籍児童生徒数			
				小学部	中学部	高等部	合計
日高特別支援学校	知的障害	日高村	53	22	30	60	112
同 高知みかづき分校		高知市	—	—	—	47	47

高知市立高知特別支援学校

【概 要】

○設置学部等：小学部、中学部、高等部（普通科）

○施設の現状：平成18年度頃から児童生徒数が増加し、平成26年度には152人まで増加。

以前から、特別教室を普通教室に転用、ロビーを間仕切る、普通教室を2分割する等して普通教室不足に対応。

平成28年度から普通教室6教室を増やし28教室にした。

数字上の普通教室数不足は解消したが、作業室等が不足しているため、現在は普通教室を作業室等として使用。

学校施設の現状から考えると、普通教室を24教室にすると作業室も確保できる。

受け入れ人数の目安は144人。令和元年は25教室使用。

これ以上の増築は困難。

○児童生徒数等 令和元年5月1日現在

学校名	障害の種類	所在地	寄宿舎	在籍児童生徒数			
				小学部	中学部	高等部	合計
高知市立高知特別支援学校	知的障害	高知市	—	34	28	68	130

3 今後の知的障害特別支援学校の在り方について

(1) 今後の児童生徒数の推計について

県教育委員会事務局が行った「高知県の総人口の見通し」（高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略）に基づいた知的障害特別支援学校児童生徒数の推計では、人数は少し減少した後持ち直してくるため、大きくは減らないということが示されました。県中央部の山田特別支援学校、日高特別支援学校、高知特別支援学校の3校で見ると、1学級の定員いっぱい近づけるように校区の変更等ができれば、狭隘化の状況に対応できる数字になりましたが、児童生徒数の推移には地域的な偏りがあり、校区の変更等をして通学に支障をきたす可能性もあるため、効果が限定的で抜本的な対策につながらないことが考えられます。一方、山田特別支援学校と高知特別支援学校2校で見ると、しばらくは2校合わせて40～50人規模の人数超過が続くと推計となり、多くの人口を抱える高知市や南国市、また人口増の香南市や香美市がある現在の山田特別支援学校校区において、40～50人規模の人数超過に対応するための対応策が必要ではないかという見解が示されました。

そこで、検討委員会では、高知県における知的障害特別支援学校の現状及び知的障害児童生徒数の推計を踏まえて、今後の知的障害特別支援学校の在り方について、以下の内容について検討を重ねました。

○対応の方向性について

○具体的な対応策について

施設整備をする場合の方法、設置場所、設置学部、通学、人数の規模、費用と整備期間、校区、今後の特別支援学校に期待したい機能や役割について等

検討にあたっては、関係各市の協力による施設調査や保護者等のニーズについての聞き取りを行い、また、「ゆたかに学べる教育の実現を目指して高知市に小・中・高、寄宿舎のある県立の100名規模の知的障害特別支援学校をつくる会」からの意見発表もいただきながら、様々な専門的立場の各委員の間で幅広い視点から協議を行いました。

(2) 今後の高知県の知的障害特別支援学校の在り方についての提言

計4回の協議を基に検討委員会の意見をまとめます。

県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数増加による、大規模化及び施設等の狭隘化の課題にスピード感をもって対応するためには、学校整備に長期間の時間を費やすことができないため、高知市、もしくは南国市、香南市、香美市において、40～50人規模の新たな学校の設置を含んだ対応策が必要である。

設置場所

- ◎ 新しい学校は、山田特別支援学校を含む県中央部の知的障害特別支援学校の狭隘化対策のため、現在の山田特別支援学校校区で在籍児童生徒数の多い高知市、もしくは南国市、香南市、香美市に設置することが望ましい。
- ◎ 南海トラフ地震の影響を念頭に置き、防災面や交通の便等を考慮した設置場所の選定が望ましい。

設置学部

- ◎ 小・中・高一貫校の設置が望ましいが、インクルーシブ教育システムの理念、人数規模、また、可及的速やかな対応が必要なことを考慮すると、まずは人数の多い中・高等部の設置が望ましい。他学部の設置については設置する場所等の状況を考慮して今後も検討していくことが望ましい。

通学

- ◎ 公共交通機関の利用が困難な児童生徒の通学支援のために、スクールバスなどの通学対策を行うこと。その場合、スクールバスは、乗車時間が1時間以内になるようにするとともに、送迎の負担も考慮したルート設定を行うことが望ましい。
設置場所によっては、通学困難者を出さないように寄宿舎設置も含めた対応策を検討すること。

人数の規模

- ◎ インクルーシブ教育の理念が広がる中で児童生徒数減少の要因もあるが、山田特別支援学校では児童生徒数の増加による狭隘化の課題が生じ、特別教室を普通教室に転用している現状がある。この狭隘化の解消のためには、現在の山田特別支援学校校区で40～50名規模の人数超過がしばらく続くとの推計の基、施設整備等の対策を行うことが望ましい。

整備期間

- ◎ 山田特別支援学校の施設等の狭隘化の現状を解消するためには、スピード感を持ったできるだけ早い対応が望まれる。そのためには、新築よりも既存施設を活用して施設整備することの方が望ましい。

校区

- ◎ 新しい学校の設置を狭隘化対策と有効に結びつけるためには、他校との人数のバランスを考える必要があるため、関係市町村とともに校区等の調整を行うことが望ましい。また、関係市町村との十分な協議が大切なだけでなく、本人保護者の意向も尊重することが望ましい。

今後の特別支援学校に期待したい機能や役割（以下のことについても留意していただきたい）

- ◎ 既存施設を活用する場合は、既存施設の状況と地域のニーズ等を踏まえながら教室等の整備計画を定める。
- ◎ 市町村教育委員会との連携を図り、特別支援教育のセンター的機能を充実させ、インクルーシブ教育、特別支援教育の推進、特別支援学級との連携の拠点となる学校づくりを目指す。
- ◎ 障害者の地域での居場所づくりや卒業後の就労や生活の支援についてなど、福祉や関係機関との連携を重視した学校づくりを行う。
- ◎ カウンセリング機能など、保護者支援の機能も充実させる。

その他

- ◎ インクルーシブ教育システムの構築のため、社会全体に対し一層の理解啓発を行う必要がある。
- ◎ インクルーシブ教育システムの構築のためには、特別支援学校だけではなく、連続性のある「多様な学びの場」を用意する必要があり、それぞれの学びの場における教員の専門性の向上にも努めなければならない。
- ◎ 今後の児童生徒数の推移にも気を配ること。
- ◎ 本対応終了以降においても、各特別支援学校の老朽化の状況なども見ながら、将来的な知的障害特別支援学校の配置や再編等について検討を求める。

おわりに

検討委員会では、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、喫緊の課題となっている県中央部の知的障害特別支援学校の在り方について真摯に検討を重ね、高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会の「意見のまとめ」を作成しました。

今回の検討委員会での協議を通して、改めて特別支援教育の果たす役割の重要性が確認されました。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」における教育の充実の必要性も確認されました。

今後は、この「意見のまとめ」が関係の方々の理解と協力を得ながら、高知県における知的障害教育の一層の充実はもとより、インクルーシブ教育システムの推進に寄与することを強く期待します。

資料

資料1 高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会設置要綱

資料2 委員名簿

資料3 審議経過

資料4 児童生徒数の推移

高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高知県における知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加傾向による学校の狭隘化等の課題に対し、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について検討することを目的として、「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を高知県教育長に報告する。

- (1) 知的障害特別支援学校の在り方に関すること。
- (2) その他(1)に付随する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は15名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、高知県教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員が欠けた場合は、必要に応じて補欠の委員を委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から令和2年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の進行は、会長が務める。会長が出席できないときは副会長が代理する。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の手続その他運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が招集する。

資料 2

高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会委員名簿

	委員名		所属・職名
1	学識経験者 (会長)	これなが かなこ 是永 かな子	高知大学教育研究部 教授
2	医療	きっかわ きよし 吉川 清志	社会福祉法人土佐希望の家 土佐希望の家医療福祉 センター センター長
3	地教委	やまもと まさとく 山本 正篤	高知市教育委員会 教育長
4	地教委	たけうち のぶひと 竹内 信人	南国市教育委員会 教育長
5	地教委	いりの ひろし 入野 博	香南市教育委員会 教育長
6	地教委	ときひさ けいこ 時久 恵子	香美市教育委員会 教育長
7	保護者	まつざわ としみち 松澤 寿道	高知県知的障害特別支援学校PTA連合会 会長 (日高特別支援学校PTA会長)
8	保護者	たけなか としふみ 竹中 利文	高知県小中学校PTA連合会 会長
9	学校 (副会長)	よしい たいち 吉井 太一	高知県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 (泉野小学校 校長)
10	関係機関	おかもと たまみ 岡本 圭美	社会福祉法人高知県知的障害者育成会 支援部長
オブザーバー	学校	しみず たかひと 清水 隆人	高知市立高知特別支援学校 校長
	学校	かわむら やすお 川村 泰夫	高知県立山田特別支援学校 校長
	学校	としおか のりしげ 利岡 徳重	高知県立日高特別支援学校 校長

(敬称略)

高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会
開催計画

回	日時	場所	審議内容
第1回	令和元年 7月10日(水) 18:30~20:30	高知県立 県民文化ホール 第11多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選出 ・知的障害特別支援学校を取り巻く現状の把握について ・今後の知的障害特別支援学校児童生徒数の推計について ・課題解決に向けた、対応策について
第2回	令和元年 8月19日(水) 18:30~20:30	高知県立 県民文化ホール 第11多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討委員会での確認事項及び補足説明(インクルーシブ教育システムの構築、特別支援学校の就学及び寄宿舎について) ・具体的な対応策について
第3回	令和元年 10月21日(月) 18:30~20:30	高知県立 県民文化ホール 第11多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討委員会での確認事項 ・「ゆたかに学べる教育の実現を目指して高知市に小・中・高、寄宿舎のある県立の100名規模の知的障害特別支援学校をつくる会」の意見陳述 ・具体的な対応策について 特別支援学校に対する保護者等のニーズ調査について
第4回	令和元年 12月2日(月) 18:30~20:30	高知県立 県民文化ホール 第11多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回検討委員会での確認事項 ・「高知県における知的障害特別支援学校の在り方について」(意見のまとめ)について

